

令和3年第7回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年7月26日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 11名

1番 北濱 陽子 (欠席)	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
3番 谷内 誠一	7番 石倉 稔	12番 安 津久人
4番 奥堂 敏春	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義 (欠席)
5番 山本 恒雄	9番 山本 秀夫	(欠員)
	10番 森谷 正美	

(2) 欠席委員

2番 池端 共栄 14番 新澤 晟
15番 山崎 覺治(在職中逝去により欠員)

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島5番 中谷 知晴 輪島6番 東 一郎
門前3番 澤田 茂 門前5番 竹内 毅

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第21号 非農地証明願いについて

7 報告事項

- (1) 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第12号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- (3) 報告第13号 農地改良届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 1 5

事務局長	本日は2名の委員が欠席し、1名が在職中のご逝去により欠員です。また農地利用最適化推進委員は5名の出席です。それでは会長よろしくをお願いします。
議長	(会長からの挨拶) ただ今の出席委員は、12名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第5回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議席番号4番 奥堂 敏春 委員及び議席番号5番 山本 恒雄 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第19号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第19号の農地法第3条第1項の規定による申請であります。まず農地等の賃貸借権設定許可申請承認1件についてご説明いたします。 【議案第13号賃貸借権設定、1番を議案書をもとに朗読】
事務局	合計8筆1,191.56㎡で内訳は田が1,191.56㎡です。

次に議案書4ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請承認1件についてご説明いたします。

【議案第13号所有権移転、2番を議案書をもとに朗読】

合計3筆624㎡で内訳は田が624㎡です。

いずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。

議長 それでは、申請番号1番について地区担当推進委員 輪島1番 宇羅 恒一委員よりご意見願います。

宇羅委員 先日現地確認をして参りましたが、議案書中の地図で示しております場所と実際の場所はずれておりましたが、地図上は県道の東側に印をしておりますが、実際の場所は道を挟んで西側、川と道路に挟まれた一団の農地に位置します。これまでもハウス等を建てて耕作していることもあり、今回の賃貸借契約の設定による支障は無いと考えます。

議長 次に、申請番号2番について地区担当推進委員 門前3番 澤田 茂委員よりご意見願います。

田上委員 現地の確認をして参りましたが、空き家の周辺の農地で現況は雑種地のようになっておりますが、空き家の取得と共に今後は申請者が耕作をしていくとのことですので、問題はないと考えます。

議長 これより質疑を許します。

各委員 (質疑なし)

それでは採決を取ります。

議長 【議案第19号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第19号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第20号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>それではまず賃貸借権設定許可申請1件につきご説明いたします。</p> <p>【議案第20号賃貸借権設定、申請番号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計5筆5,292㎡で内訳は田が5,292㎡です。転用の目的は、全国で</p> <p>ドラッグストアを展開する事業者が、新たにドラッグストアを建設するもので、30年の賃貸借契約を締結するものです。</p> <p>農地区分としては用途区域に位置しますので3種農地に該当し、原則許可となるものです。</p> <p>続いて、所有権移転1件につきご説明いたします。</p> <p>【議案第20号所有権移転、申請番号2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計4筆518㎡で内訳は畑が518㎡です。転用の目的は、バイパス道路建設による住宅敷地の収用に伴う住居の移転、自己住宅の建設です。</p>
議 長	<p>農地区分は用途区域には含まれていない2種農地ではありますが、集落に接続した部分に位置するものです。</p>
東 委員	<p>それでは、申請番号1番及び2番について地区担当推進委員 輪島6番 東 一朗 委員よりご意見願います。</p> <p>輪島6番、東です。先日21日に会長ほか農業委員さん、事務局長とともに両案件とも現地確認をして参りました。申請番号1番ですが、</p>

	<p>杉平町から輪島の中心部に入るバイパス沿いにドラッグストアを建設するものです。現在は耕作されていますが、今期の耕作が終わってから建設に着手するとのこと。耕作されている一画の農地を全て転用するものであり、その他の農地とは接しておりませんので、転用による影響は無いと考えます。また事務局説明のとおり3種農地ということで、原則許可となるところであります。</p>
<p>議 長 各 委 員</p>	<p>続いて申請番号2番であります。こちらはバイパス道路建設により住居を移転しなければならなくなった申請者が、住んでいた集落の近辺で代替りの土地を探して住居を建築するものです。2種農地ということですが、耕作がされていないところもあり、周辺に影響を及ぼす農地も無いので、集落接続ということで問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑を許します。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第20号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第20号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第21号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。</p> <p>それでは資料12ページをお開きください。今月は4件です。</p> <p>【議案第21号非農地証明申請、申請番号2番を議案書をもとに朗読】</p>

<p>議 長</p> <p>竹内委員</p> <p>議 長</p> <p>安 委員</p> <p>議 長</p>	<p>合計 4 筆 294 m²で内訳は田が 26 m²、畑が 208 m²です。</p> <p>申請番号 1 番は、先代が自己所有の農地に農作業用納屋を建設して使用していたところ、能登半島地震により別の場所にあった住居が全壊したため、やむなく一部を改装し住居として生活していたものです。</p> <p>2a 未満の農業用施設から始まり、現在では宅地として使用されているものですので、農地性は無いものと考えられます。</p> <p>申請番号 2 番は、市道設置の際に分筆されて所有者の元に残った農地ではありますが、隣地の山林にと道路に挟まれたごく狭い土地であり、耕作は不可能と考えられます。また、敷地内には電力会社により電柱も設置されております。</p> <p>申請番号 3 番は、所有者と現在の使用者の先代同士の申し合わせにより、道路脇に残されたごく小さな土地を宅地として貸して以来、数十年にわたって宅地として使用されており、農地性は無いと考えます。</p> <p>申請番号 4 番は斜面上に位置しており、家の裏手にあるため近年安全のために立木の伐採などを行いましたが、それまでは数十年にわたり耕作放棄されたまま山林原野化していたものです。所在地や形状、状態からももはや耕作は出来ないものと考えられます。</p> <p>それでは、申請番号 1 番について地区担当推進委員 門前 5 番 竹内 毅委員よりご意見願います。</p> <p>先日 2 1 日に、農業委員さん、事務局とともに現地を確認してきました。現地は建物が建てられてから数十年経過しているとのことですし、先代から宅地として使用されており、周囲への影響はありません。以上です。</p> <p>次に、申請番号 2 番について地区担当委員 議席番号 1 2 番 安津久人委員よりご意見願います。</p> <p>議席番号 1 2 番 安です。2 1 日職務代理、農業委員、事務局長と</p>
--	--

事務局

次に【報告第11号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。

議長

【報告第11号を議案書をもとに朗読】

各委員

これより質疑を許します。

議長

(意見、質問なし)

それでは、【報告第11号】を終わります。

事務局

次に、【報告第12号】の農地法第18条の規定による合意解約通知を受け付けましたので、事務局、説明願います。

議長

【報告第11号を議案書をもとに朗読】

各委員

これより質疑を許します。

議長

(意見、質問なし)

それでは、【報告第12号】を終わります。

次に【報告第13号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明願います。

(事務局 一覧表にて説明)

これより質疑を許します。

(意見、質問なし)

それでは、【報告第13号】を終わります。

以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。

これにて、第7回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。